

自然美の批判的意義

——カントの超越論的趣味批判を手引きにして——⁽¹⁾

望月俊孝

一、理論的・技術的に規定された自然

自然認識の領域において、自然科学の視点は圧倒的な優位を占めている。それは「客観的な自然像」を求めて、自然を没価値的な物質からなるものとしてとらえ、その物理化学的な現象に関する情報を数学的に処理しつつ、そこに普遍的・必然的な法則性を探ろうとする。それは表向きは純粹に理論的な知を装ってはいるが、しかしその知の客観性の装いの背後には自然の技術的操作への関心が抜き難く隠されており、自然科学は、単にその応用面においてのみならず、むしろ当初から技術と深く結びつ

いている。自然科学と技術とのこのような結びつきについてはすでに多くの論者が指摘しており、また「科学技術」という言葉を通じて常識にすらなっているとあるところでもあるが、さらにいえば、近代が確実な知として求めてきたすべてのものは、人間理性による「製作可能性 (Machbarkeit)」を共通の大前提にしている。近代の知において自然存在は、製作可能性をとおして、製作可能性に向けて規定されているのである。⁽²⁾

カントが『純粹理性批判』において基礎づけた自然の経験的認識も、まさしくそのような性格のものであった。このことは何よりも、かのコペルニクスの転回という着

想のうちに確認することができ。理性の原理と実験の方法を手にしつつ、自然の単なるテオリア（観想）から技術的操作へと眼差しを反転した自然科学と、それに先立っていわば完全な仕方では思考法の革命を成し遂げた数学³。これらを範としつつ、カントは形而上学にも学としての確実な道を歩ませるべく、人間的認識一般に関する従来の考え方の一八〇度転換をはかったのである。「われわれのすべての認識が対象に従わなければならない」のではなく、少なくとも対象認識を可能にするア・プリアリな形式に関しては、「対象がわれわれの認識に従わなければならない」。このような想定のもとに、カントが理性による自然認識へのア・プリアリな形式の投げ入れという事態に着目したとき、彼の認識論はいわば二重の仕方、近代のテオリア（理論）に固有の技術製作的性格をも身にまとうことになった。すなわち、第一に、このア・プリアリな形式の投げ入れという考え方がすでに、それ自体で技術製作的な性格をもっている。この考えが、理性認識における客観のア・プリアリな産出という着想に基づいているというだけではない。そもそも、われわれ人間の技術製作的行為は、与えられた「質料」ないし素材に一定の「形式」ないし形態を付与することにおいて成り立つのであるが、カントの超越論的認識論はそうした技術製作的行為に固有の「質料・形式」図式に依拠しつつ、

認識の質料をア・プリアリな形式に従えるという仕方、自然の経験的・客観的認識の構成の可能性、もしくは経験の対象の対象性の構成可能性を探究しようとしているのである（カント認識論の超越論的レベルにおける技術製作的性格）。しかも第二に、そこに投げ入れられるべきア・プリアリな形式それ自身が自然の技術的操作の可能性をめざしたものになっている。実際、現象の外延量と内包量に関する純粹悟性の数学的原則は、「数学の言葉によって書かれた書物」としての自然を可能的直観のレベルにおいてア・プリアリに「構成」するものとして、自然現象一般の数量的測定の可能性を開くものであり、実体性、因果性、相互作用に関する力学的原則は、自然の可能的経験をア・プリアリに「構成」するものとして、自然現象の力学的もしくは物理化学的な操作の可能性を示そうとするものにはかならない（ア・プリアリなレベルにおける技術製作的性格）。カントの超越論的認識論は、自然存在の技術的操作の可能性をめざした、経験的認識のア・プリアリな構成の可能性に関する理論である。伝統的形而上学の「存在論」に代わるものとして「控えめ」な形で打ち出された「純粹悟性の単なる分析論」（A247=B303）は、経験の可能性の制約を空間・時間と諸カテゴリーというア・プリアリな形式に求め、かつこれらの形式の自然現象一般に関する客観的妥当性を「演繹」すること

によって、実際にはむしろ、技術製作的観点からの自然規定ないし存在規定を二重の意味で基礎づけるという大きな「成果」(BVI)をもたらしたのである。

しかし、今日われわれは、かかる「成果」を手放しで歓迎することはできず、むしろこれに対して一定の批判を施す必要に迫られている。この今日的課題に対して、カントの哲学は何を語りうるのだろうか。

二、技術理性の批判という課題

カントの認識論は技術的関心に定位した経験的認識の基礎づけである。ただし、そのことはカント自身のわきまえているところでもある。「理性は自らの企投 (Entwurf) に基づいて自分で産出 (hervorbringen) したのみを洞察するのであり、「したがって」理性は確固たる法則に従った自らの判断の原理をもって先回りし、自らの問いかけに答えるように自然を強制するのでなければならぬ」(BVI)。このように明確に述べているかぎりにおいて、カントは経験科学の技術製作的根本性格を見透かしていたのだと言える。そして、それだからこそカントは、『純粹理性批判』の第二版になって、その冒頭にベーコンの『大革新』の一節を引用したのであり、さらにまた、「聡明なるヴェルラムのベーコンの提案」(BVI)によって学

の確実な道を歩み始めた近代自然科学の方法、とりわけ実験の方法（それ自体がすでに自然の技術的操作である。）に注目しつつ、それとの「アナロジー」のもとに (vgl. B XVI)、先のコペルニクスの転回の構想を打ち出したのである。『純粹理性批判』の認識の基礎づけの意味するところをだれよりも正確に理解しえたのは、その著者自身であった。

ところで、そもそもカントの哲学は、人間理性の有限性の洞察に基づいて「批判」という形態をとり、その超越論的認識論は、物自体と現象との区別を説いて、理論的理性認識の限界を明らかにしようとしている。へ人間理性が認識できるのは現象としての物であって物自体ではない」というその限界設定は、もちろん必ずしも直ちに人間理性の技術製作的関心の制限につながるものではない。理論理性のア・プリアリな認識形式は物自体には妥当しいとしても、現象一般に、すなわち現象の総体としての自然に対して客観的妥当性を有するのだとされているからである。しかし、だからといってカントの認識論を、単に技術製作的観点からの存在規定の無批判的な正当化として解釈することは不適切である。むしろ、その認識論は超越論的觀念論の立場に立つことによって、さしあたり、表象としての現象のア・プリアリな構成という事態に照明を当てて、経験科学やすべての可能的経験が、基本的に

技術製作的な性格を備えているのだという理論理性の事実を、われわれの自覚のうちにもたらしているのだと解釈することができるのである。

しかも、カントの批判哲学における人間理性の有限性の自覚は、単に物自体と現象を区別するだけにとどまらず、それはさらに認識の質料に関連して、自然認識における悟性の限界を見極めている。すなわち、人間悟性には直観的ではなく論弁的であり、単なる概念思考の能力である人間悟性にとって、認識の質料は感性的直観において与えられるのでなければならぬのである。人間の理論的認識は、技術製作的実践が所与の質料を前提すると同様に、感覚所与を質料として前提する。このこととカントの超越論的認識論は厳格にふまえつつ、ただ認識の形式に関してのみ、ア・プリアオリな構成の可能性を示しているのである。

そこで、新たに問題となるのは形式と質料の関係のあり方である。カント哲学において、「形式・質料」図式は単に認識論のみならず、その批判的思考の全体を貫いている。しかし、その思索が基本的に技術モデルの図式によって事柄を整理しているからといって、その思索そのものが直ちに技術理性によって支配されているということにはならないだろう。むしろカントの批判哲学は、「形式・質料」図式を一貫して用いることによって、経験的認識

から道徳的実践にまでわたる人間の各種の営みの、それぞれにおける形式と質料の関係の差異を浮き彫りにしている。そのなかでも、実践の根本原理を単なる普遍性の形式として定立する『実践理性批判』は、技術的実践原理の「質料・形式」関係を超えてこれを批判するスペース⁵⁾、クティヴを開くものと解釈することができるのであり、それにつづく『判断力批判』は、自然と技術とのアナロジーに基づく「自然の技術」ないし「自然の合目的性」の概念を導きの糸にしながら、与えられた認識質料と悟性の概念形式との関係のあり方を主題化しているものとして受けとめることができるのである。以下においては、とくに自然美の合目的性の問題に焦点を絞って考察をすずめてゆくことにするが、それに先立ってここでは、『判断力批判』における技術アナロジーと同様のアナロジーが、すでに『純粹理性批判』(とくに神の存在の宇宙論的証明を批判する文脈)に登場していること、しかもそのアナロジーに関連して、「人間の技術は自然に暴力を加え、自然に対して、それがその目的に従って振る舞うのではなく、むしろわれわれの目的に屈服するように強制する」(A626=B654)という見解が示されていることを指摘しておきたい。「自由に活動する自然 (freiwirkende Natur) の内的可能性」(ibid.)を阻害する人間の技術の暴力的性格は、ここでは、「われわれの目的」という形式

を自然に対して「強制する」ことの内に認められているわけであるが、技術的実践の場面での理性の目的概念による「強制」と同様の事態を、カントは先に認識の場面でも、悟性の概念形式による質料的自然への「強制」というかたちで指摘していたのであった。カント自身はたしかに、技術の問題を、そしてまた技術理性の批判という課題を表立って展開してはいない。しかしその批判哲学は、人間理性に抜き難く根差す技術的本性への鋭い洞察のもとに、「質料・形式」図式や「自然の技術」といった技術アナロジーをその哲学的思考の基本に据えながら、しかもこのアナロジーをあくまでもアナロジーとして自覚しつつ慎重に展開することによって、人間の技術的本性を根本的に批判する可能性を潜在的に開いているのだと解釈することができるように思われるのである。

三、自然美の無規定性

さて、経験において与えられる質料的自然と悟性のア・プリアリな概念形式との関係のあり方を主題化する『判断力批判』は、この質料と形式の関係について反省する判断力のア・プリアリな原理を探究する。そして「自然の合目的性」という概念を反省的判断力の不可欠な原理として正当化することによって、技術製作的関心を根底

に据えた、悟性の機械論原理の限界を確認している。

たとえば、人間悟性はたしかにカテゴリーを通じて自然に対する立法者であるといえる。しかし、その超越論的普遍法則によって直ちに把握されるのは単に「形式的に見られた自然」のみであり、「質料的に見られた自然」に関わる特殊法則については、悟性は実際の経験に尋ねなければならぬ。しかも、人間悟性は自然の全体を一挙に直観することができぬゆえに、超越論的普遍法則（形式）と個々の経験的特殊法則（質料）との間を埋めて自然の論理的体系的統一を見いだすべく、与えられた特殊を包摂すべき普遍を探して、順次上昇し遍歴してゆくことを強いられる。反省的判断力の「自然の論理的合目的性」の原理は、このような特殊から普遍への上昇に際して、あらかじめ多様の統一を想定することによって論弁的悟性を補助しようとするものである。

また、生命有機体についていえば、悟性の機械論原理はたしかにその内的メカニズムを「説明」することができるし、自然の現象一般をできかぎり機械論的に説明することは自然科学の課題でもある。しかし有機体を生命の自己形成力に即して「理解」し、それを一個の体系として把握するためには、そこに何らかの目的を想定して、有機体の内的合目的性に注目することが不可欠であると、カントは言う。ただし、カントの目的論原理は、

有機体を（そしてまた自然全体を）合目的性の概念によって規定しようとするものではない。むしろ、自然のうちに一定の意図ないし目的因の实在を主張する独断的存在論的な目的論をしりぞけて、「自然の合目的性」概念を、目的論の文脈においても判断力の反省の原理として位置づけること、そしてこれを、認識構成的な悟性の機械論原理を補助する統制原理として確保することが、カントの目的論的判断力批判のねらいなのである。⁶⁾

そもそも、『判断力批判』においてカントは、規定された悟性概念や理性概念を前提する規定的判断力と反省的判断力とを厳密に区別する。そして、この区別を一貫して堅持しつつ反省的判断力の独自の働きを際立たせることが、『判断力批判』全体の課題なのである。批判はここで表面きは判断力の批判として遂行され、反省的判断力が客観的認識主張ないし独断的規定性への越権を犯さぬように戒めている。しかし、一方を他方から区別することは、同時に他方を一方から区別することでもある。反省的判断力と規定的判断力との区別において、判断力の批判は同時に、規定的判断力の主人である悟性や理性の越権をも戒めるのである。われわれはとくにこの点に注目する必要があるだろう。

ところでその区別は、自然の美を判定する「純粹趣味判断」において、とりわけ際立ってくる。趣味判断にお

いて、反省的判断力は悟性の規定的概念からも理性の規定的概念からもまったく解放たれて、純粹にそれに固有の活動領域 (Spielraum) を確保する。⁷⁾そして、自然美の観想という純粹な美感的反省において、判断力は無規定性の自由のもとに置かれる。すなわち、趣味判断はまず、対象の表象を感情という主観的なものに関係づける「美感的判断 (ästhetisches Urteil)」であり、そのようなものとして、概念によって客観を規定する「認識判断」から区別され、客観に関する概念の規定性から解放されている。しかも、この場合に「認識判断」とは、悟性概念によって客観を規定する理論的認識判断と、理性の目的概念によって欲求の対象を規定する実践的認識判断（たとえば技術的実践判断）を含む。つまり、趣味判断が認識判断でないということは、それが理論的認識判断でも実践的認識判断でもないということである。さらに、趣味判断は「美感的反省的判断」であり、そのようなものとして、「快適なもの」への満足を表明する「美感的感官判断」から区別される。つまり、趣味判断は、概念の規定性からのみならず、客観の触発に従属した感官の規定性からも解放されているのである。

趣味判断は、概念と感官の規定性をともに免れた美感的反省の独自の活動領域に成り立つ。そして、自然の対象に関する認識規定と、主体の欲求に関する実践的規定

(それが純粹理性による規定であるとき、自律としての自由が成立する。)とのほごまにあつて、主体と客体をともに無規定性の自由のもとに置く。趣味判断は、客観を規定する認識の事柄でもなければ、主体の欲求能力を規定する実践の事柄でもなく、「対象の単なる観察 (Betrachtung)」(KU71)において主体が対象に満足を感じるという、純粹な「観想 (Kontemplation)」の事柄なのである。理論的かつ実践的な無規定性を特徴とするこの観想の稀有の場所において、主観と客観、人間と自然は、それぞれの自由のもとに出会い、そしてそこに自然美が成立する。かかる無規定性の自由について、さらに詳しく考察してみよう。

四、技術的関心からの解放

趣味判断の無規定性の自由は、究極的には、「趣味判断を規定する満足」(KU5)の没関心性によって可能になるのだと考えられる。カントによれば、「美しいもの」への満足は「あらゆる関心をはなれた」満足であり、「快適なもの」や「善なるもの」への満足が何らかの関心と結びつくのに対して、「美しいもの」への満足は「関心づけられていない自由な満足」(KU15)である。この、〈関心をはなれた満足〉という規定は、〈概念をはなれた普遍

性〉と〈目的なき合目的性〉と〈概念をはなれた必然性〉という諸規定とともに美の満足の特異性を表現するのみならず、そもそも趣味判断の第一の根本性格として、他の三つの規定を導き出すための議論の前提となるものである。そこでわれわれは、趣味判断の無規定性について、この没関心性との関連のもとに考察してゆくことにしよう。

カントによれば、「関心 (Interesse)」とは「われわれを対象の現実存在 (Existenz)の表象と結びつける満足」(KU5)であり、それは「欲求能力の規定根拠として、あるいはさもなければ欲求能力の規定根拠と必然的に結びつくものとして、常に同時に欲求能力への関係を有している」(ibid.)。つまり関心とは、人間主体の欲求能力の根底にあって、直接または間接に、人間主体の実践を規定するものである。そして、「快適なもの」や「善なるもの」への満足は、そのような関心と結びついている。これらは、感官の触発に基づいてパトロロジーな仕方であるいは目的概念に基づいて知性的な仕方である、実践を規定する満足なのである。これに対して、趣味判断における美への満足はあらゆる関心から解放されている。しかもそれは、単に「関心に基づかない」という意味で「関心づけられていない」だけではなく、同時に「それ自体としては、いかなる関心の根拠となることもない」(KU7 Ann., Vgl. 168)。趣味判断はこの二重の意味で没関心的

であり、それゆえにまた実践に関する無規定性のうちにあるのである。

ところで、趣味判断があらゆる実践的関心からはなれてあるということは、それが道徳的関心のみならず技術的実践的関心からもはなれてあることを意味している。すなわち、趣味判断の没関心性は技術的関心からの解放を含意しており、このことによって、われわれのめざす技術理性批判に何らかの仕方でも寄与する可能性を秘めている。この点に関連して、実践の根底に存する関心が「対象の現実存在」を志向するものであることに注目する必要がある。関心と結びつく実践的な満足は、「快適なもの」への満足であれ「善なるもの」への満足であれ、いずれもその対象の現実存在への満足であり、「善なるもの」のなかでもとくに「有用なもの (das Nützliche)」への満足は、その事物が何らかの目的のための手段としてそこに在ること (Dasein) への満足である。技術的実践は、かかる満足を追求して行使される。それは何かの手段となる事物への関心のもとに、この有用な事物を現実存在にさせようとする産出活動にはかならない。そして物の現実存在は、ここで一貫して理性の「目的・手段」の概念枠組みによって規定される。すなわち、人間主体の欲求が技術的実践的関心によって規定されるのにもなつて、その欲求の対象も、その現実存在に関して技術的実践的

に規定されることになるのである。

これに対し、趣味判断はその没関心性によって、技術的実践的関心を含むいっさいの関心から解放されて、実践に関する無規定性のもとにある。そこでは、一方において、人間主体が実践的無規定性の自由のうちにある。美の感情が「自由な満足」であるとは、この意味で理解されなければならない。他方でまた、そこに会われる対象も、あらゆる実践的な規定性から解放されている。趣味判断は、たんなる観察において事物を美感的に判定する観想の事柄であり、主体はここで、「対象の現実存在に関して」まったく「無関心 (gleichgültig)」(KU6) である。趣味判断の主体は、「対象の現実存在の表象」に実践的な満足を求めるのではなく、「対象のたんなる表象」とおとして、対象のかたちを「把握 (Auffassung = apprehensio)」することのうちに観想的満足を見いだす。美の観想の無規定性のもとでは、人間主体のみならず対象の現実存在も、かの没関心性のゆえに実践的規定性から自由であり、したがってまた技術的規定性からも自由なのである。

〈目的なき合目的性〉という規定に注目してみよう。「目的とは、ある概念が対象の原因 (対象の可能性の实在的根拠) とみなされるかぎりでの、この概念の対象であり、そして合目的性とは「概念の客観に関するその概念

の原因性」(KU32)である。合目的性は通常、何らかの目的概念との結びつきのもとに、「目的・手段」関係の原因性による規定性として理解されている。これに対し「目的なき合目的性」という概念は、美の合目的性をあらゆる(主観的あるいは客観的な)目的から、したがってまた「目的・手段」関係の原因性の概念枠組みから解き放ち、そのことによって「美しいもの」の主観的形式的な合目的性としての位置づけを確保するとともに、あわせて、対象の「外的客観的合目的性」としての「有用性(Nützlichkeit)」(KU44)からの区別を改めて浮き彫りにしているのである。いうまでもなく、この区別は趣味判断の対象を、技術的実践的な「目的・手段」関係の原因性による規定性から解放する。趣味判断における対象の現実存在の実践的無規定性は、技術的実践的目的論からの対象の解放を含蓄する。

ところで趣味判断は理論的認識判断でもない。趣味判断のうちには、上述の実践的無規定性と同様に、主観・客観の両面にわたる理論的無規定性をも指摘することができる。その理論的無規定性においてとくに重要なのは、物の現実存在に関する因果的規定性からの解放という点である。すなわち、人間主体が因果性という観点で対象を見る(テオレイニンする)こと、そして、対象の現実存在をそのようなものとして規定することからの解放である。

カントの認識論において、物の現実存在の規定を可能にするものは、「原因・結果」のカテゴリーを含む関係のカテゴリーであった。〈われわれ人間の経験的認識は一般に、これらカテゴリーをその可能性の不可欠の条件とし、「認識の真理」の成立もひとえにこれにかかっている〉というのが、超越論的認識論の主張である。近代においては数学的実証科学が真理認識の範型となり、カントの認識論はそのような真理認識の基礎づけ理論の典型となった。明らかにカントは、近代の知のプロジェクトに積極的に参画し寄与している。ただし、カントは、このプロジェクトの意味と適用限界を知っていた。本稿の始めにも見たように、カントは近代の知の本質をつかまえてその技術製作的な根本性格を鋭く洞察し、この洞察のもとに、超越論的認識論の構想を打ち出していたのであった。

近代において、物の現実存在への理論的関心は技術的実践的関心によって制約されている。その知はたしかに「客観的」真理をつかまえる。そしてそれが、近代の知の権利要求しうる唯一の真理であるのかもしれない。しかし、その真理認識はあくまでも限られた仕方での物の見方にすぎない。おそらくは、この点についての洞察と発見が、趣味判断のア・プリオリの発見の根底にあったのではないか。そしてだからこそカントは、〈美の観想〉の事柄と〈真理認識〉の事柄とを厳格かつ執拗に区別

したのではないか。近代の知は、なぜ物の現実存在を「原因・結果」の枠組みによって規定しようとするのか。そして、そのような物の存在規定がどうして幅を利かすのか。趣味判断における理論的無規定性は、そのような問いを改めて可能にするとともに、その没関心性ゆえの観想的性格によって、理論的認識の根底に潜む技術製作的関心を改めて浮き彫りにするのである。

くわえて、趣味判断はその実践的無規定性によって、技術的実践的関心に基づいた物の見方からの根本的な解放をも可能にする。近代においては、科学技術のみならず、法、政治、経済、教育、医療等の各分野や日常の生活において、主たる認識課題は技術的合理性の追求であり、現代社会における科学技術の推進も実は、技術的精神によって支配された近代人間文化の典型例を示すものに過ぎない。技術理性は、近代においてはじめて現実に特権的地位を獲得した。しかしより一般化していえば、近代であるか否とにかかわらず、人間の現実的生活空間においては多かれ少なかれ技術理性が構成的な役割を果たすのであって、生活世界は根本的に技術性格を帯びているのだとさえいえる。人間の現実活動において、「原因・結果」の関係は直ちに「手段・目的」関係と重ね合わされ、そこに形成された技術的認識判断は、われわれが意識すると否とにかかわらず、日常世界をあまねく覆い尽くす。

これに対して趣味判断のA・プリオリは、そのような日常的生活世界のうちにあつてなお、技術的実践的関心から解放され、目的因と作用因との二重の因果的規定性から自由になった眼で物を熟視すること (Betrachten) を可能にするものなのである。

五、趣味判断の主観性

しかし、あらゆる利害関心をはなれた自然の美との出会いというものは、われわれにとっては何れも非日常の出来事であるようにも思われる。日常の関心事から心を解放し癒してくれる何かをひとは旅に求めたりするが、そうした旅にも似て、自然美の観想は、日常生活のうちにある何かというよりも、むしろそこにはないことであると言ったほうがよさそうでもあり、したがってそれは、よいところではあるようだが日常のどこにもない場所として、一種のユートピアにすぎないのだとさえ言わなければならぬかもしれない。実際、「現実的である」ということと「客観的である」ということが同義であるとするならば、主観的な感情を規定根拠とする趣味判断は、なにか非現実的な事柄であるということになるだろう。ただし、そのように考えるとき、現実性という概念の意味、あるいは物があるということの意味は、すでに技術

的関心によって限定されてしまっているのである。われわれは、このことに気づかなければならない。『純粹理性批判』のカントは、まさにそのことに気づきながら、あえて技術的製作的関心のもとに「現実性」ないし「現実存在」を概念規定したわけであるが、そのあとを受けて、『判断力批判』のカントはそのような規定性をはなれたところに現実存在の新たな意味を開こうとしているのではないか。そして、彼が趣味判断のア・プリオリな主観性を強調するとき、それはまさに、そのような意味の開けを狙ったことなのではないかと思うのである。

たしかに、趣味判断は主観的であると言われている。それは、対象を概念によって規定するのではなく、判断力の反省において美を判定する。しかも趣味判断は、目的論的判断のように理性の目的概念を判定の原理とすることもなく、むしろ美の満足の感情をア・プリオリな規定根拠とするものとして美感的であり、主観的だと言われていたのであった。カントは自然美の合目的性を「主観的形式的」と規定しているが、その主観性はいわば、二重の仕方で概念規定の客観性から遠ざけられているのである。

したがって、「カント美学の主観主義」あるいは「カントの批判による美学の主観主義化」が指摘されても、あの意味では当然のことであろう。ガダマーは、『真理と方

法』の第一章においてこの点を問題にしている。⁽¹⁰⁾「カント自身が美感的判断力の批判を通じて正当化したこと、また正当化しようとしたことは、美感的趣味の主観的普遍性であり、そこにはもはや対象の認識は存在しない。……美感的判断力の超越論的正当化は美感的意識の自律性を基礎づけ、そこからはまた歴史的意識の自律性が自己の正当性を導き出すことにもなる。カントによる美学の新たな基礎づけは根本的な主観主義化を含んでおり、こうしてまさに一時代を築き上げたのであるが、このことによつて自然科学以外の理論的認識はもはや信用されなくなり、精神科学の自己反省においても、自然科学の方法論によりかからねばならなくなってしまった」⁽¹¹⁾。

たしかに、カント自身が趣味判断の主観性を強調しているの以上は、カントの趣味判断は「主観主義」のレッテルを甘んじて受けなければならないと私も思う。しかし問題は、その主観性の意味である。われわれは今日、美学の徹底した主観主義化、あるいは主観内部への感性の囲い込みという事態を受けて、主観的なもの、美感的なもの、感性的なものを、実在的客観や現実世界から切り離され疎外されたもの、その意味で何か不確かで恣意的で曖昧なものであると理解している。ガダマーはかかる主観性を意味する術語として「美感的意識」という語を用い、「美感的意識」への美学の主観主義化の先鞭

をつけ、これに方法的に加担したものとして、カントの趣味批判を捉える。そして、このことによってガダマーは、〈意識内部に切り詰められた主観性〉というイメージをそのままカントの趣味判断にも押し付けて、「カントの共通感覚においては、美しいと判定される対象について何も認識されなくなってしまい、そうした対象には主観内部の快の感情がア・プリオリに対応していると主張されるだけである」と非難するのである。

たしかに、カントの趣味判断は「認識」や「真理」への権利要求をもたない。カントは趣味判断と認識判断とを自覚的に区別し、これに対してガダマーは「美感的経験」(とくに芸術作品の経験)のうちにも「認識」や「真理」はあるのだと異議申し立てするわけであるが、この両者の対応ないしすれ違いはともかくとして、ここで少なくともカントに即して確認しておきたいことは、カントの趣味判断においても、主観は決して対象との没交渉のうちにな置かれていたのではない、という点である。カントが主観内部の「構想力と悟性との自由な戯れ」について触れ、それにもなうア・プリオリな快の感情に注目するのは、それが純粹美感的判断の規定根拠だからである。カントはたしかに、趣味判断の主観的普遍性と主観的必然性がこの主観内部の自由かつ調和的な「心の状態」に基づくのだとしている。しかしカントは同時に、

この心の状態がなんらかの対象に、あるいは「それによって対象が与えられるところの表象」に起因するものであることを、自明の前提にしているのである。対象ないし物とのつながりは、趣味判断においても決して断ち切られてはいない。たしかに、趣味判断において対象の表象は概念を通じて客観に関係づけられるのではなく、反省において主観の感情に関係づけられるのではある。しかし趣味判断はあくまでも対象の美を判定する対象についての判断なのであって、この美感的反省的判断の成立にあたっては、何らかの対象が与えられることが不可欠の前提なのである。

六、個物としての質料的自然の受容

そもそも先にも確認したように、『判断力批判』は経験において与えられる質料と知性的概念形式との関係を問うものであった。しかも、美感的判断力批判においてその問いは、自然の論理的合目的性の場合よりも具体化され、質料的自然によりいっそう接近したところで問われていると言いうことができる。カントは、自然美や有機体における合目的性と自然の論理的合目的性とを区別して、前者を「実在的合目的性」(EFFEKTIV)と規定しているが、カントの用語法において「論理的」と「実在的」という概念

対は、ただちに「形式的」と「質料的」という概念対に対応するのである。しかも、「実在的 (real)」の語はラテン語の「レス (res)」に由来するものであり、カントの批判哲学は一貫してこの語源的事情をふまえている。つまりカントは、「実在的」の語を基本的に「物」の概念とのつながりのもとに位置づけており、とりわけ「論理的・形式的」との対比のもとでは、〈存在者 (ens) としての物の内実に関わるなにか〉を指し示す意味でこの語を使用するのである。このことは、当該の実在的合目的性の場合にも例外ではなく、それは結晶や花、植物や動物といった「個々の物 (einzelne Dinge)」（*ibid.*）における合目的性を意味している。その合目的性はそれら自然産物の形式（自然美の場合は「外的形態」、有機体の場合は「内的構造」）のうちに見いだされるものではある。しかし、論理的合目的性が自然法則における普遍と特殊との論理的形式的関係という抽象的なレベルにあったのに対して、実在的合目的性はより深く質料的自然の細部にまで立ち入って、個物としての自然産物の具体的なかたちに関わる。そして個物の「それ自体が合目的な自然形式」は、「ただ経験によって与えられるのでなければならぬ」（EE218）と言われる。論理的合目的性から実在的合目的性への考察の進展は、明らかに〈質料へのさらなる接近〉を意味している。ここにおいて反省的判断力の視線は自

然の経験的特殊法則から個物としての自然産物へと差し向けられ、その反省に「与えられる」べき質料的自然は、その具体性の度合いを一段と増すことになっているのである。

かくして、自然の実在的合目的性とは自然の物の合目的性である。しかもそれは、他の物にとっての合目的性ではなく、「物それ自身における体系形式」の合目的性であり、その意味では「絶対的合目的性」（EE217）とさえ呼ばれうるものである¹⁶。もちろん、それは認識における物の客観的規定ではなく、あくまでも判断力の反省において見いだされた合目的性ではあった。しかし、たとえ反省においてのことではあるにしても、自然美の合目的性は「物それ自身」のうちに見いだされた合目的性であり、言わずもがなのことではあるが、趣味判断の分析論が質、量、関係、様相という諸契機に関連して提示しているものは、「満足の対象」としての「美しいもの (das Schöne) の説明なのである。端的に言って「自然美とは美しい物 (ein schönes Ding) である」（KU188）。それゆえ、趣味判断に特徴的なことは、客観から疎外された主観性という点ではなく、むしろそこでの物ないし対象の捉え方である。つまり趣味判断においては、対象が認識の対象として概念によって規定されるのではなく、むしろ対象が反省的判断力によって主観の満足の対象として

判定されるのだという点こそが重要なのであり、その満足
の感情が趣味判断のア・プリオリな規定根拠であるから
こそ、カントは美の主観性を強調しているのである。

そして逆説的にも、このような純粹に美感的反省的な
主観性の場においてこそ、われわれは物そのものと出会
いうるのだといえる。これまでに見てきたように、趣味
判断において人間主体と自然の対象は、理論的、実践的
の両面にわたるすべての客観的規定性から解放されるので
あった。物はここで、「原因・結果」、「手段・目的」とい
った関係的存在規定から解放され、それ自体としてそれ
だけで捉えられることになる。⁽¹⁶⁾つまり、物は一個の全体
として体系的統一の相のもとに把握され、人間主体もま
たその全認識能力をもって自らこれに応じる。それはい
わば、ひとつの物とひとりの人間との、何の夾雜物をも
さしはさまぬ無規定性の自由のもとでの一対一の出会いで
ある。物と人とのこのような出会いは、個と個の直接的
な出会いとして、おそらくは最も具体的な出来事だとい
えよう。ただしカントは、この具体的な出会いを現象学
的・解釈学的に記述するのではなく、趣味能力そのもの
の超越論的批判において、極度の抽象性のレベルのもと
に描いている。

七、〈あいだ〉の出来事としての「自由な戯れ」

その超越論的批判において、趣味判断の規定根拠から
は「質料的なもの」の一切が排除され、趣味判断は純粹
性のうちに保たれる。すなわち、判断の質料としての
「対象の規定的概念」にも依拠せず、⁽¹⁸⁾また「感覚という、
対象の表象における質料的なもの」(KU XLV)によっ
ても規定されないものとして、純粹趣味判断はただ単に
「対象のかたち」を反省し、この反省のア・プリオリな主
観的形式的条件にのみ基づいて成立するのだとされる。⁽²⁰⁾
そしてそのような純粹趣味判断のア・プリオリな条件とな
るものとして、「構想力と悟性との自由な戯れ」が登場し
てくる。この戯れは、美しいと呼ばれる対象のかたちの
「把握」に際して生じるものであり、構想力とはここで
「ア・プリオリな直観の能力」、悟性とは「概念の能力」
(KU XLV)だとされている。つまりこの戯れは、人間の
認識能力の受容性と自発性との何らかの自由な関係のあり
方を示唆するものであり、それはいわば、無規定性の自
由における自然個物と人間主体との出会いを、超越論的
に記述したものと解釈することができる。

ただし、ここで悟性が自発性の能力であることが明ら
かだからといって、そこからただちに、構想力すなわち
受容性だとするわけにはいかない。むしろ、カントにあっ

て構想力とは感性の受容性と悟性の自発性とのあいだにあって、この両者を媒介する能力にほかならない。⁽²¹⁾そして、そのような「あいだの能力」として構想力が、趣味判断における「自由な戯れ」において主役になっているという点にこそ注目しなければならぬ。「ここでは悟性が構想力に奉仕しているのであって、構想力が悟性に奉仕しているのではない」(KU71)のである。

客観の概念規定を課題とする理論的認識判断においては悟性が概念を与え、構想力は悟性の概念規則の指令に従って、悟性に奉仕することを強制される。これに対し、純粹趣味判断において、構想力は悟性の規定的概念に依拠することなく、むしろ逆に、みずからの自由のうちにある構想力が、概念一般の能力としての悟性によって奉仕されるのである。構想力はここで、「(可能的直観の形式を思いのままに作り出す創造者として)産出的かつ自己活動的」(KU69)であり、悟性はこの産出的構想力に制限をくわえて、その自由な飛翔を一定のかたちの産出へと結実させる補助的な役目を果たすのみである。他方で純粹趣味判断は、感官感覚の規定性からも解放されているのであった。つまりここで構想力は、対象の表象を受け取る「直観の能力」としても自由である。⁽²²⁾純粹趣味判断の対象把握においては、悟性の自発性が優位にあるのでもなければ感性の受容性が優位にあるのでもなく、

むしろ両者の意図せぬ調和的均衡のもとで、構想力がみずからの自由を見いだしているのである。

ところで、かかる構想力と悟性との自由な戯れは、直観の多様の統一を巡る戯れである。一般的に言って、構想力とは「直観および、直観の多様の総括(Zusammensetzung)のため」の能力であり、悟性とは「(この)総括(Zusammenfassung)の統一の表象としての概念のため」(KU45)の能力である。客観の理論的認識において、「直観の多様の総合的統一」を司るものは超越論的統覚であり、カテゴリーとはこの総合的統一についてのア・プリアリな概念にほかならなかった。しかもそこでは、悟性の自発性の働きである「結合作用」が圧倒的な優位を示し、認識の質料を意味する直観の多様は、ア・プリアリな総合形式であるカテゴリーへの絶対服従を強いられていた。これに対し、純粹趣味判断の自由な戯れにおいては、「一なるものへの多様の合致」(KU46)が、そのような悟性の規定的概念を前提することなく形成され、そこではまた、理性の目的概念が前提されることもない。伝統的に「多様の統一」とは合目的性の基本的な徴表であり、ライプニッツ・ヴォルフ哲学ならびにバウムガルテンの美学において、美は「完全性」の感性的表象として目的概念を前提していたのであるが、これに対してカントは、先にも見たように美の合目的性を目的概念から切

り離し、多様が合致すべき「一なるもの」を、「それが何であるべきかは無規定」(ibid.)のままにとどめおくこと
によって、伝統から一線を画したのである。²³⁾ここに美の
合目的性は、概念的質料的規定性から解き放たれて、純
粋な美感的形式性のもとに保たれる。そして、〈多様の
統一〉という合目的性の形式を提示する物のたんなる観想
において、美が成立することになるのである。

ところで、「この合目的性の根拠は……客観ないし客観
の形態のうちにある」(KU131)とカントは言う。これに
くわえてカントとともに、対象が合目的なかたちを構
想力に手渡すのだという言い方をしてもよいだろう
(Vgl.KU69)。しかし、ここで問題となる物の「かたち」
とは、認識判断におけるように「物の客観的な性質」で
はない。むしろそれは、構想力と悟性との自由な戯れに
おいて反省された「かたち」であり、そのかたちの美は
美感的反省のうちで見いだされるのである。構想力はこ
こで、単に受容的なだけでなく同時に産出的であり、そ
の自由な自己活動において多様の統一を、すなわち「一
つの物の表象における形式的なもの」(KU45)を見いだ
す。しかもこの多様の統一は、構想力の自由な活動に合
致したかたちで、意図せぬままにおのずと見いだされる。
それはいわば〈自由な自然における美の発見〉である。
構想力の自由な自己活動は、美感的な反省の場において、

自由な自然の美の形成に立ち会う。物の美しいかたちは、
美感的反省の場における自然と人間との相互の反響と共鳴
のうちに、いわば自由な共同作業において生成する。こ
こでは、どちらか一方が自らの形式を他に強要すること
なく、むしろ主体と客観とは双方の自由のうちに、物の
かたちを巡って戯れるのである。

これは、「われわれが美しいと呼ぶものと心の諸能力と
の、自由な、そして無規定的で合目的な対話 (Unter-
haltung)」(KU71)である。純粹趣味判断の「ア・プリオ
リを探るカントの超越論的な記述を経験的なレベルに引き
戻し、しかもあえて比喩的にいうならば、「構想力と悟性
との自由な戯れ」とは、自然の個物と人間主体との〈無
規定性の自由における出会いと対話〉を言い表すことにな
るだろう。物の美しさとは、物の客観的な性質でもなけ
れば、単なる主観内部の「美感的意識」における観念で
もなく、自由な対話において出会っている物と主体との
あいだにおのずと形成される何かなのである。

自然美の観想とは、自由な個物と自由な主観とのあい
だの出来事であり、物はその美しいかたちにおいて、そ
れ自体としてそれだけで、一個の体系的全体として把握
される。それは、純粹趣味判断における主体の没関心性
ゆえの物そのものとの出会いであった。物の現実存在は
ここで、「原因・結果」や「手段・目的」といった技術的

概念規定から解放されている。そして、反省の無規定性の自由のもとにおのずから形成される美のかたちは、構想力と悟性との戯れを生氣づけて「生命感情」を喚起する。ことによると、この生氣づけの気分は、物の存在からの呼びかけに対する主体の応答としてあるかもしれない。つまり、物が「ある」ということは、このような無規定性の自由における物との出会いにおいてこそ、告げ知らされるのかもしれない。あえて再び逆説的にいえば、対象の現実存在への没関心性のゆえにこそ、物の現実存在の実相が、いわば静かなる生動性として、つかの間かいま見られるのかもしれないのである。

結語、さらなる批判にむけて

純粹趣味判断のア・プリアリな規定根拠を求めて趣味判断を他のものから徹底的に区別してゆくカントの議論は、たしかに極度の抽象性のうちにある。しかしそれは、物との自由な出会いの可能性を求める超越論的趣味批判の、闘争の結果としての抽象性である。ガダマーはこれを、美学の「超越論的な基礎づけ作業を目的とした方法上の抽象」であるという。そして解釈学的な「認識」や「真理」を求めるガダマーは、自然美の無規定性にかかる抽象ゆえの無規定性であるとして否定的にのみ評価する。

これに対して私はまず、カントが決して美の学を構想しなかったということを指摘しておきたい。たしかにカントは、自らの超越論的趣味批判を「学としての趣味批判」として位置づけ、個々の事例（たとえば特定の芸術作品）に即して経験的・心理学的に趣味を判定する「技術としての趣味批判」から区別している（Vgl. KU14）。さらにカントは、その超越論的批判によって純粹趣味判断のア・プリアリな条件を見いだし、それに基づいて趣味判断の普遍性と必然性に言及してもいる。しかしそれはいずれも客観的なものではなく、むしろア・プリアリな美感的満足に依拠する主観的なものとされていた。カントはそもそも、その超越論的趣味批判をつうじて、美の学の基礎づけを意図しているのではない。「美しいものの学があるのではなく、むしろただ美しいものの批判があるだけであり、美しい学があるのではなく、むしろただ美しい技術（schöne Kunst〔芸術〕）があるだけである」（KU 176）。たしかに、芸術作品の理解と批評のためには多くの歴史的な学問知識、とりわけ美術史上の知識が必要である。しかし、自然の事物にせよ芸術作品にせよ、あるものを美しいと判定する判断そのものは、概念による論証をこととする学の事柄ではなく、むしろあくまでも「趣味判断」の事柄である。カントの超越論的趣味批判の議論の全体は、まさにこの学的客観的概念規定と美

感的反省的な趣味判断との区別を明確につけ、後者に独自のア・プリアリな原理を見いだすことによって、美感的反省の自立的な活動領域を確保することを目指したものにほかならないのである。

以上のことに加えて、学による真理認識が近代において技術製作的関心に動機づけられてきたことをもふまえて、私としては、ガダマーが否定的にのみ評価する趣味判断の無規定性のうちに、近代理性の技術的存在規定と、技術的实践理性そのものに対する批判的な意義を見て取りたいと思う。たしかに、今日のわれわれにおいて、自然や芸術の美の観想も芸術作品の制作も、単に「主観的」な美感的意識による非日常世界への逃避でしなくなっているように見える。しかし、カントの超越論的趣味批判は、観想的な趣味判断のうちに理論的・実践的な無規定性の自由を確保することによって、まず第一に、日常性の根底に潜む技術的関心への批判的視点をいわば消極的否定的な仕方で切り開き、そして第二に、趣味判断のア・プリアリの発見によってより積極的に、決して単に日常性からの逃避をではなく、むしろ経験的な生活世界のただ中において物の相貌を一新させ、これによってまた世界の相貌をも一新させることを促しているのだと、解釈したい。カントの趣味批判が際立たせた自然美の観想という出来事は、いわばこの世界において現に生きる人間

主体の「画期」として、いいかえればあらゆる規定的な判断の中止を介して新たな規定性へと主体を促す「エポケー」として解することができるとはならないだろうか。⁽²⁶⁾

この「エポケー」において、主体はたしかに、さしあたりは無規定性の自由の気分のもとに物と戯れるのみである。しかしこの戯れは、カントの美感的判断力批判における「崇高」論と「天才の芸術」論とによって、すでに一定の方向づけを与えられてもいる。すなわち、純粹趣味判断の無規定性の自由には、「主体の超感性的な能力についての（無規定的な）理念」（崇高論）と「構想力の美感的理念」（芸術論）という一定の美感的意味が付加されて、これによって、存在の技術製作的規定性とは異なった新たな規定性への促しが強化されることになる。この点に着目しつつ、カントの崇高論と芸術論とを技術理性の美感的批判の継続として解釈することを、今後の課題にしたいと思う。

- (1) 本稿は、一九九三年七月一〇日に京都教育大学で開かれた研究会(Version 90)の第一九回研究会において、「美の観想における自然の未規定性」という題目で口頭発表した原稿に、大幅に手を加えて書き改めたものである。当日の研究会において、鋭い質問と貴重なご指摘をいただいた方々に、この場を借りて深くお礼申し上げます。
- なお、カントの著作からの引用に際しては、適宜その頁数を、本文中の括弧内に記すことにする。ただし、慣例に従って、『純粹理性批判』(*Kritik der reinen Vernunft*)の場合は、第一版(一七八一年)をA、第二版(一七八七年)をBと略記してその頁数を、『判断力批判』(*Kritik der Urteilskraft* 一七九〇年)の場合は、これをKUと略記して原典第三版の頁数を、また『判断力批判の第一序論』(*Erste Einleitung in die Kritik der Urteilskraft*)の場合は、これをEEと略記して『アカデミー版第二〇巻の頁数を記すことにする。
- (2) この「製作可能性」という概念を主題的にとりあげた著作として、たとえば、Arno Baruzzi, *Alternative Lebensform?*, Freiburg München 1985 (池上哲司・伊藤徹・平石隆敏訳『もつひとつ別の生き方』哲書房、一九九三年)がある。また、今村仁司は『作ると考える 受容的理性に向けて』(講談社現代新書、一九九〇年)の第一部で、近代の知の技術的な性格について、極めて平明にわかりやすく解説している。
- (3) 数学における対象は理性によるア・プリオリな「構成」によって「産出」されるものであり、したがって数学的認識は経験に依存せず「全く純粹」でありつつ、しかもその対象を「ア・プリオリに規定する」ことができるのだとカントはいう。
- (4) 『判断力批判』においても、悟性のカテゴリーに従う機械論的な自然研究は、「われわれの観察や実験に従わせることができ、かくして自然と同じように、少なくとも法則の類似性に従って、われわれがそれを自分で産出できるようなもの」にその研究対象を定めるのであって、「というのかわれわれは、概念にしたがって自分で作り上げることができるとだけを完全に洞察するものだからである」(KU309)と語られている。
- (5) 拙稿「技術理性の批判にむけて」(福岡女子大学文学部紀要『文藝と思想』第五四号、一九九〇年)において、そのような解釈を試みた。ちなみにここで批判とは、技術理性の越権を問題にして、その権限の範囲と限界とを確定することを意味する。たんに技術理性を糾弾して技術的実践やその産物を拒否することを目論んでいるわけではない。
- (6) カントの有機体論と、その技術理性批判に関する含意については、拙稿「自然の技術」(竹市明弘・坂部恵・有福孝岳編『カント哲学の現在』世界思想社、一九九三年所収)において主題として取り上げ、考察した。
- (7) それゆえにカントは、「判断力の批判において、美感的判断力を含む部門がこれに本質的に帰属する」(KU1)として、さらにその中でも「崇高なもの理論を、自然の合目的性の美感的判定への単なる付録とする」(KU78) ことによつて、趣味判断の批判の重要性を強調しているのである。
- (8) ただし、この箇所でのカント自身の関心事は、美と有用性との区別ではなく、むしろ快適性との区別、そして完全性との区別であり、総じて趣味判断を質料的規定根拠から解放することが課題になっているのである。

(9) 趣味判断が認識判断でないということは、「ある事物が何であるか」を表象し、さらに「その事物を産出するために、或ることを私はなすべきである」と判断するような技術的実践的な認識判断でもないということである (Vgl. KU134)。ちなみにカントは、「自然概念」による認識をテオリア、「自由概念」による道徳的実践を真性のプラクシスとして、それぞれを「理論哲学」と「実践哲学」とに振り分ける一方で、「自然概念」による実践を「技術的実践」すなわちテクネーとして、これを実践哲学ではなく理論哲学に、しかもその「系論」として帰属させている (Vgl. KU Einleitung I)。

(10) Hans-Georg Gadamer, *Wahrheit und Methode. Grundzüge einer philosophischen Hermeneutik*, Tübingen 1960 (4. Auflage 1975). (轡田収他訳『真理と方法 I』法政大学出版局、一九八六年)。「カントの批判による美学の主観主義化」とは、その第一章第一節の表題でもある。なお、本書からの引用に際しては邦訳を参照しながら、訳語等を本稿に合わせて適宜改めた。

(11) Gadamer, *ibid.*: S. 38. (前掲訳書、五九頁)。ガダマーは、近代美学の主観主義化の徹底と、それともなう現実からの芸術の遊離とが、カントの美感的判断力批判の一部分の強調あるいは改変に由来することを認めながらも、「そうした一切のことがらが結局は、感情という「主観的なア・プリオリ」に美学を基礎づけたカントに起因するのだと言わんばかりの立論をして、「一九世紀の美学が存在論的な窮地に立たされたことも、結局はカント自身に起因する」(S. 79; 一一八頁)のだと言う。近代美学の主観主義化が仮に歴史の必然であったとして、しかしながら、その歴史的必然性がカントの批判哲学そのものに由来するのであるか否かは、

また別の問題である。

(12) Gadamer, *ibid.*: S. 40. (前掲訳書、六一頁)。同様の捉え方は美学史のテキストの次のような一文にも指摘できる。「美感的判断を超越論的に根拠づけるべく、結局は対象の美そのものではなく、それが喚起する認識主観の内的状態としての快の感情へと還元してしまふことによって、ついに美そのものを主題化しえなかったという点にこそ……カント美学の主観性の限界が存する」(西村清和「近代美学の成立——ドイツ観念論美学」〔今道友信編集『講座美学1—美学の歴史』東京大学出版会、所収〕一四二頁以下)。

(13) とはいえガダマーも、美感的経験のうちにあるはずの解釈的な意味での「真理」と自然科学の方法論における真理とは異なるものであると、再三にわたってことわっている。ガダマーの解釈学の存在論的普遍性要求には反するかもしれないが、本稿ではさしあたりこの区別に着目しつつ、カントの超越論的批判が明確につけた趣味判断と認識判断との区別のうちに、科学的技術的理性に対する批判的意義が隠されていることを明らかにしようと思う。ちなみに、この技術理性批判という観点においては、『判断力批判』のカントとガダマーとの間に、むしろ相通じるものが多く認められるように思う。ガダマーの『真理と方法』の「第二版まえがき」ならびに *Vernunft im Zeitalter der Wissenschaft*, Suhrkamp 1976 (『科学の時代における理性』本間謙二・座小田豊訳、法政大学出版局、一九八八年)を参照。

(14) カントはこれに類する表現を、趣味判断について各所で用いている (KU28, 29, 35, 36f, 47f, 51等を参照のこと)。ちなみにここで、対象ではなく対象の表象をめぐってなされるカントの超越論的観念論的な記述への抵抗があるかもしれない。しかしこれは認識の客観性を基礎づけた『純粹理性

批判』においても取られていた方法であって、カントの趣味批判の「主観主義」とは別問題である。

- (15) ここで「物それ自身」とは、現象から区別された「物自体」を意味するのではなく、むしろ現象としての「物そのもの」を意味する。

- (16) そこに捉えられる美を、カントは「自由美」ないし「不定の美 (pulchritudo vaga)」と呼んで、「従属美」から区別する。すなわち、対象の完全性に関する規定的概念に依存した「従属美」とは異なり、自由美とは「あれやこれやの物の（それだけで存立する）美」(KU48) だとされている。ちなみに、カントは自由美の例として、まずは花、鳥、貝といった自然物を挙げ、さらには一定の概念的意味に結びつかない限りでの美的装飾や音楽を挙げている。

- (17) 「論理的量に関してすべての趣味判断は単称判断である」(KU24) というのが、この「対一の出会いを反映している」。自然美の観想のうちに個物と主体との「出会い」を見て取ろうとするこの解釈を展開するに際しては、長野順子「美的判断と「自由」の問題」(『講座ドイツ観念論 第二巻』カントの現代性) 弘文堂、一九九〇年所収) から、多くの重要な示唆をえた。ちなみに長野はこれについて、「一つの対象と一人の主体との出会い」、「ものと人との間の双方からの自由な交わり」等の表現を用いており(前掲書、一八〇頁参照)、カント自身にも、「一つの対象(自然の産物であれ技術の産物であれ)と、認識諸能力(構想力と悟性)の相互関係との合目的な合致 (Übereinstimmung)」(KU XLV) という表現がある。

ちなみに、長野のこの論文の趣旨は、「美的判断における主体の内的変換」が、物と主体との自由な交わりを可能にすると同時に、個人と個人との自由な関係の可能性をも開く

ものであるという洞察のもとに、カントの美感的判断力批判の意義を近代市民社会の見直しという文脈で捉えようとするところにあり、社会の対他関係を覆う技術理性の批判という観点からも注目し値する。

- (18) 「判断において概念はその内容(客観の認識に属するもの)をなすものであり、しかしながら趣味判断は概念によって規定されるものではないのであるから、趣味判断はただ単に判断一般の主観的形式的条件にのみ基づく」(KU145)。対象の表象における客観的・質料的なもの(概念)は、純粹趣味判断の規定根拠となりえない。つまり、純粹趣味判断は悟性概念にも理性概念にも依拠することなく、むしろ対象の反省のうちに生じる快の感情に基づいて対象の美を規定する美観的反省的な判断である。趣味判断が理性の目的概念に依拠しない点については、KU§§10-17, besonders § 15-17を参照。

- (19) 感覚(Empfindung)とは、「われわれの外なる物に関するわれわれの表象の単に主観的なもの」であり、「現実存在する何かあるものがそれをおして与えられるような、表象の質料的なもの(実在的なもの)」(KU XLIII)である。対象の表象における主観的・質料的なもの(感覚)が純粹趣味判断の規定根拠となることをしりぞけるカントは、純粹な美の満足に対する「魅力(Reiz)」と「感動(Rührung)」の影響を排除している。それらが基本的に快適性の満足に属し、したがって主観的・感性的な関心と結びつくものだからである。ただし、それらが美に(とりわけ芸術作品の美に)副次的に付加されることを、カントは必ずしも拒絶してはいない(Vgl. KU§§13-14)。

- (20) 対象ないし物の表象から「あらゆる質料的なもの(感官感覚も概念も)」(KU150)が捨象されたとき、そこに残る

のはただ多様の統一という「形式的なもの」(KU45)である。純粹趣味判断のA・プリオリな規定根拠を求めるカントは、ここでも批判哲学の「形式主義」を貫いている。このことよってたしかに趣味判断は、対象の現実存在に関する規定から主観的にも客観的にも遠ざけられるわけであるが、しかしだからといって、対象との関係がそこでまったく遮断されるわけではない。先にも確認したように、個物としての質料的自然が表象をつうじて与えられること自体は、趣味判断の成立にとって動かせぬ前提となっており、ここではただ、物の表象における「質料的なもの」が純粹趣味判断の規定根拠となることがしりぞけられているのである。この意味での質料の捨象は、趣味判断を概念的規定性と感覺的規定性の両方から解放して、例の無規定性の自由へと導くものにはかならない。

(21) 『純粹理性批判』においても構想力は、感性的直観と純粹悟性概念とのあいだを媒介して、前者に対する後者の適用を可能にする「第三のもの」、すなわち「超越論的図式」を産出する能力だとされている。(「純粹悟性概念の図式論について」の章を参照)。ちなみに、経験的概念の図式論に關してのことではあるが、「われわれの悟性の図式論は……われわれの魂の奥底に隠された技術である」(A141=B180)と言われている点は注目に値する。ただしこれについての考察は別の機会に譲らなければならない。

(22) 長野は、この意味での構想力の自由をアリストテレスの「共通感覺」に通ずるものとしてとらえ、「例えば一輪の花を見たとき……目で見ていながら、あたかもそこから何かか聴こえてくるような仕方ですれを受け取ったときそれは「美しい」と言えるのではないか」(長野、前掲書、一九〇頁)と述べている。極めて示唆に富む指摘である。

(23) とはいえ、この「多様の統一」という思想をとおして、あるいは「質料」と「形式」という思考の枠組みをとおして、カントの趣味批判(そして『判断力批判』の全体)が、西洋哲学の伝統との深いつながりを示していることもたしかである。この点について詳しくは、(Ernst Cassirer, *Kants Leben und Lehre*, Berlin 1918, 6.Kap. (門脇卓爾・高橋昭二・浜田義文監修『カントの生涯と学説』みすず書房、一九八六、第六章)を参照。

(24) Gadamer, *Wahrheit und Methode*, S.92. (前掲訳書、一三八頁)。

(25) たとえばガダマーは、カントの趣味批判において指摘される「自然美の芸術美に対する優越は、自然美には特定の表現力が欠けていることの裏返しにすぎない」(Gadamer, *ibid.*, S.48: 七四頁)と言っている。

(26) かかる解釈を打ち出すにあたっては、カー・キョン・チョー(Kah Kyung Cho)の「生の基本感情と画期の意識」(『21世紀の世界像を求めて—哲学・宗教・芸術—』「大阪大学50周年記念国際シンポジウム、平成5年度、講演報告書」所収)に、大いに勇気づけられた。